

指定通所介護事業所

デイサービスセンターあいくる運営規程

(趣旨)

第1条 社会福祉法人喜久寿（以下「本会」という。）が開設する指定通所介護事業所デイサービスセンターあいくる（以下「事業所」という。）が行う指定通所介護事業の適正な運営を確保するために必要な事項を定める。

(事業の目的)

第2条 事業所は、要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業所は、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、利用者との信頼関係を基礎とした人間関係の確立を図り、利用者の主体性の尊重とその家族との交流を目指すものとする。

2 事業所は、地域との結び付きを重視するとともに、市町、居宅介護支援事業者、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- | | | |
|-----|-----|-----------------------------|
| (1) | 名 称 | 指定通所介護事業所
デイサービスセンターあいくる |
| (2) | 所在地 | 愛媛県東温市志津川甲 8 3 番 1 |

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は別紙1のとおりとする。

(職員の勤務体制等)

第6条 事業所の職員の勤務体制は、本法人就業規則に定めるところによる。

- 2 毎月の勤務表を4週毎、月始期1週間までに策定し、当該職員に周知するものとする。
- 3 事業所における指定通所介護の提供は、直接事業所の職員によって行う。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
- 4 本会理事長は、事業所の職員に対し、資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

(営業日及び営業時間並びにサービス提供時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営 業 日 年中無休とする。

但し、1月1日から1月3日までは休業とするが、利用者からの要望があればその限りではない。

(2) 営 業 時 間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

(3) サービス提供時間 午前9時15分から午後4時30分までの7時間15分とする。

(利用定員)

第8条 事業所の利用定員は、50名とする。

(事業の内容及び利用料その他の費用の額)

第9条 事業者が提供するサービスの内容は、次のとおりとする。

(1) 送迎

(2) 生活指導(相談援助等)

(3) 機能訓練(日常動作訓練)

(4) 介護サービス・入浴サービス

(5) 給食サービス

(6) 介護方法の指導

(7) 一般的健康状態の確認

(8) その他、サービスの提供に必要と認められる援助

2 指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

3 事業所は前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額を徴収することができる。

(1) 利用者の選定により、次条の通常の事業の送迎地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用は、利用者宅までの距離(直線距離)、片道10km以上450円とする。

(2) 食費 (昼食) 500円

(3) おむつ代 実費

(4) 前各号に掲げるもののほか、通所介護の提供に係る便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 事業所は、前項の費用の額に関わるサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 事業所の通常の実施地域は、東温市・松山市（小野、浮穴、窪田、久米、北久米、桑原校区）の地域とする。

(手続きの説明及び同意)

第11条 事業所は、指定通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供開始について利用申込者の同意を得るものとする。

(提供拒否の禁止)

第12条 事業所は、正当な理由なく指定通所介護の提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第13条 事業所は、当該指定通所介護事業所の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定通所介護を提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他の指定通所介護事業者の紹介その他の必要な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第14条 事業所は、指定通所介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の有効期間を確かめるものとする。
2 事業所は、前項の被保険者証に、認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護を提供するように努めるものとする。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第15条 事業所は、指定通所介護の提供の開始に際し、要介護認定等を受けていない利用申込者については、要介護認定等の申請が既に行われているか否かを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意向を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。
2 事業所は、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって必要と認めるときは、要介護認定等の更新の申請が遅くとも当該利用者が受けている要介護認定等の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとする。

(心身の状況等の把握)

第16条 事業所は、指定通所介護の提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。

(居宅サービス計画に沿ったサービスの提供)

第17条 事業所は、居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿った指定通所介護を提供するものとする。

(居宅介護支援事業者等との連携)

第18条 事業所は、指定通所介護を提供するに当たっては、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第19条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(指定通所介護の基本取扱方針)

第20条 指定通所介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとする。

2 事業所は、自らその提供する指定通所介護の質の評価を行い、常にその改善を行うものとする。

(指定通所介護の具体的方針)

第21条 事業所は、次条に規定する通所介護計画（以下「介護計画」という。）に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行う。

2 事業所の職員は、指定通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし利用者又はその家族に対しサービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行うものとする。

3 事業所の職員は、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって、サービスを提供するよう努めなければならない。

4 指定通所介護は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

5 事業所は、特に認知症の状態にある要介護者等に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

(介護計画の作成)

第22条 事業所は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を作成するものとする。

2 前項の規定による介護計画が作成されたときは、利用者又はその家族に対し、その内容等について説明するものとする。

3 第1項の規定による介護計画の作成に当たっては、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成するものとする。

4 事業所の職員は、それぞれの利用者について、介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行うものとする。

(居宅サービス計画等の変更の援助)

第23条 事業所は、利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る居宅介護支援事業者へ連絡その他必要な援助を行うものとする。

(サービス利用に当たっての注意事項等)

第24条 事業所の利用者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取扱に注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
 - (2) 建物・備品その他の器具を破損し、若しくは持ち出さないこと。
 - (3) 喧嘩、口論又は暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。
- 2 施設長は、利用者が次の各号に該当すると認めたときは、当該利用者の市町に対し、所定の手続きにより、サービス提供の中止等の措置を行うことができる。
- (1) 事業所の秩序を乱す行為をした者
 - (2) 故意にこの規程等に違反した者

(虐待防止に関する事項)

第 25 条 事業所は、利用者の尊厳の維持・人格の尊重が達成されるよう、虐待の防止に関する措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、高齢者の尊厳保持・人格尊重に配慮を常に心掛けながらサービス提供にあたる必要があり、研修等を通じて従業者にそれらに関する理解を促す必要があり、同時に従業者が高齢者虐待防止等に規定する介護事業の従業者としての責務・適切な対応を正しく理解・虐待等の早期発見をし、利用者及びその家族からの虐待等に係る相談、利用者から市町への虐待の届出について、適切な対応をするよう努める。
- 3 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）概ね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- 4 事業者における虐待防止のための指針を整備すること。
- 5 事業者は、通所介護従業者に対し虐待防止のための研修を定期的実施すること。
- 6 前各号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置すること。

(身体的拘束等の禁止)

第 26 条 事業所は、指定通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(緊急時における対応)

第27条 事業所の職員等は、サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応等)

第28条 事業所は、事業所のサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町、利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業所は、利用者に対する介護サービスの提供にあたって、事業所の責に帰すべき事由により事故が発生し、事業所に過失があると認められる場合に限り、利用者の生命・身体・財産に発生した損害を利用者に対して賠償する。但し、利用者に過失がある場合は、免責又は賠償額を減ずることがある。

（非常災害対策）

第29条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

（業務継続計画）

第30条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならないものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第31条 事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（苦情処理）

第32条 事業所は、提供したサービス等に対する利用者からの苦情に迅速且つ適切に対応するため、相談窓口の設置その他必要な措置を講じるものとする。

（地域との連携）

第33条 事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町が実施する事業に協力するよう努めるものとする。

3 事業者は、指定通所介護事業所の所在する建物と同一建物に居住する利用者に対して指定通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所介護の提供を行うよう努めるものとする。

（秘密保持）

第34条 事業所の職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、職員であった者が、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことのないう、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。

3 事業所は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は、利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得るものとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第35条 事業所及び事業所の職員は、居宅介護支援事業者又はその従事者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(掲示及び広告等)

第36条 事業所は、事業所の見やすい場所に、この規程の概要、職員の勤務体制、利用料の額その他サービスの内容等重要事項を掲示するものとする。

2 事業所の業務を広告する必要がある場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであってはならない。

(会計の区分等)

第37条 事業所の会計は、本法人のその他の事業の会計と区分するものとする。

2 事業所の経理は、本法人経理規程の定めるところによる。

(記録の整備等)

第38条 事業所は、次の諸記録その他重要な帳簿を整備するものとする。

(1) 利用料に関する重要な関係書類

(2) 通所介護計画、その実施状況及び目標の達成状況その他サービス提供に関する諸記録

(3) その他

(4) 事業所運営に関して重要な書類

2 前項の書類は、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第39条 この規程に定める事項のほか、事業所の運営について必要がある場合は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生労働省令第37号）によるほか、この規程の趣旨、目的に反しない範囲で本法人理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

平成13年6月23日一部改正

この規程は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

平成14年3月21日一部改正

この規程は平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成14年8月1日から施行する。

附 則

この規程は平成15年11月8日から施行する。

附 則

この規程は平成16年4月25日から施行する。

附 則

この規程は平成16年9月21日から施行する。

附 則

この規程は平成17年10月1日から施行する。

附 則

この規程は平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年9月1日から施行する。

附 則

この規程は平成24年10月10日から施行する。

附 則

この規程は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年8月1日から施行する。

附 則

この規程は平成27年9月1日から施行する。

附 則

この規程は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は令和3年8月1日から施行する。

附 則

この規程は令和5年11月1日から施行する。

附 則

この規程は令和6年4月1日から施行する。

施設に勤務する職員の員数及び職務内容は、次の通りとする。

(1) 職種及び人数

職 種	人 数	
	常 勤	非 常 勤
管理者（所長）	1	
生活相談員（管理者と兼務）	1	
生活相談員（介護職員兼務）	3	
機能訓練指導員	1 名以上	
介護職員（生活相談員と兼務）	5 以上	7 以上
看護職員（機能訓練員兼務）	3	1
介護補助		1
計		

(2) 職務内容

○管理者…本会理事長の命を受け、事業所の統括管理を行います。

○生活相談員…利用計画の作成、生活相談業務、介護計画の作成、市町村、居宅介護支援事業者及び各サービス事業者等との連絡調整並びに事務処理に当たります。

○機能訓練指導員…利用者の機能訓練指導に当たります。

○介護職員…利用者の日常生活上の世話、レクリエーション等の提供に当たる。

○看護職員…利用者の健康管理や療養上看護に当たります。

<